

雲仙市立瑞穂中学校の部活動に係る活動方針

本校の部活動においては、スポーツ庁・文化庁、長崎県、及び雲仙市のガイドラインに沿い、成長期にある生徒が、運動、学習、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、医・科学の観点からのジュニア期における活動時間に関する研究も踏まえ、適切に運営する。

1 中学校部活動に係る活動方針の策定について

- (1) 活動方針の策定については、部活動振興会の理解と協力を得ながら、毎年度本校の「部活動に係る活動方針」を策定し、保護者や指導者へ周知する。
- (2) 部活動の活動計画においては、中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、長崎県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」などを活用して作成する。
- (3) 部活動の実施に当たっては、学校で作成した「部活動に係る活動方針」に則った活動計画に基づいて活動を行う。

2 休養日及び活動時間について

- (1) 各部の活動は、全員指導者のもとで実施する。指導者不在の場合は、中止か時間短縮の措置をとる。
- (2) 活動時間は、次のとおりとする。
 - ※ 終了時間は、土・日・祝祭日・長期休業をのぞき 4月～10月 19：00
11月～3月 18：30 までとし、終了後30分以内に完全下校をする。
- (3) 活動時間は、平日においては長くても2時間以内、週休日等においては3時間以内とする。
 - ※ ただし、用具の準備片づけ、ミーティング等活動に付随する時間は含まれない。
- (4) 部長・指導者及び顧問等で話し合い、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。休養日は、平日及び週休日（土・日のいずれか）とし、週休日等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。
- (5) 大会前の集中的な練習等が必要な時期や各種大会等で、十分な休養日が取れなかった場合は、大会後にまとまった休養日をとる。
- (6) 長期休業日の休養日は、課業日に準じた扱いを行う。
- (7) 部活動等以外にも多様な活動を行うことができるよう、次の期間はノ一部活動デーとする。ただし、やむをえず大会等で活動する場合は、事前に「部活動変更届」を提出し、休養日を他の日に振り替える。
 - ① 年末年始の休日
 - ② 学校閉庁期間
 - ③ 家庭の日（毎月第3日曜日）

- (8)月に1回は職員の「定時退庁日」を設けるので、その時は16時30分までとする。
- (9)中間テスト前3日間、期末(学年末)テスト前5日間から部活を中止する。
- ※ ただし、大会等によっては、職員会等で検討し活動時間を設けることができるが、勉強に支障のない程度で行うこととする。
- (10)競技会・発表会に参加する場合は、校長へ届ける。
- (11)参加する大会数は、10回程度(中学校体育連盟・中学校文化連盟が主催・共催する大会を含む)を上限とする。

3 熱中症事故等の防止に係る対応の徹底について

気象庁の高温注意警報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど万全の対策を行う。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備の検討について

- (1)部活動の新設、及び現在の部活動の廃部については、「瑞穂中学校部活動振興会運営規定」に基づいて検討する。
- (2)雲仙市中体連において、少人数の運動部による単独チーム編制ができないときは、救済措置として、「雲仙市中体連大会における複数校合同チーム編成規定」に基づいて検討する。

5 その他の事項について

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(文化庁)及び「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」(長崎県教育委員会)、「雲仙市立学校の部活動等に係る活動方針」(雲仙市教育委員会)に準ずるものとする。